

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成28年12月7日（水曜日）午前9時57分開会

### 出席委員（9名）

委員 長 伊藤 豊美	副委員 長 平山 啓子
委員 藤村 由美子	委員 高久 好一
委員 磯 飛 清	委員 若松 東征
委員 相馬 義一	委員 植木 弘行
委員 中村 芳隆	

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

子ども未来部 部長 藤田 恵子	子育て支援課 課長 石塚 昌章
子育て支援課 課長補佐 相馬 智子	子ども福祉係 係長 菊地 直路
給付係 係長 伊藤 俊彦	総合支援係 係長 渋井 尚子
子ども・子育て総合センター 所長 八木 澤 明 美	子ども・子育て総合センター 副所長 大木 美奈子
保育課 課長 高久 幸代	保育課 課長補佐兼児童係 室井 勉
保育係 係長 瀧 靖子	教育部 部長 伴内 照和
教育総務課 課長 富山 芳男	教育総務課 課長補佐 広瀬 範道
総務係 係長 東 泉 秀 幸	給食係 係長 小高 久美
学校整備推進室 室長 鈴木 幸浩	学校整備推進室 主査（係長級） 相樂 尚志
黒磯学校給食共同調理場 場長兼業務係 長 大澤 博美	共英学校給食共同調理場 場長兼業務係 長 小林 一恵
西那須野学校給食共同調理場 場長兼業務係 長 人見 博志	学校教育課 参事兼学校教育課 長 伴 真貴子

学校教育課長 補佐兼学校支 援教職員係長	藤 田 健 司	学校指導係長	松 本 裕 之
英 語 教 育 推 進 室 長	荒 井 毅	児童生徒サポ ートセンター 所 長	薄 井 拓
児童生徒係長	大 森 美 香	生涯学習課長	久 保 周 二
生涯学習課長 補 佐 兼 生涯学習係長	栗 野 誠 一	生涯学習課 主 幹	吉 村 敏 昭
文化振興係長	小 池 久 史	青少年係長	添 谷 弘 美
那須野が原 博物館館長兼 学芸普及係長	金 井 忠 夫	黒磯公民館長	橋 本 悟
スポーツ振興 課 長	後 藤 修	スポーツ振興 課長補佐兼 管 理 係 長	織 田 康
スポーツ振興 係 長	金 子 嘉	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	菊 地 富 士 夫
社会福祉課長	田 代 正 行	社会福祉課長 補 佐	福 田 正 樹
社会福祉係長	大 野 薫	障害福祉係長	関 谷 和 俊
保 護 係 長	印 南 和 也	高齢福祉課長 補 佐 兼 介護管理係長	三 輪 敦
高齢福祉係長	村 松 隆	介護認定係長	岡 孝 子
地域支援係長	倉 俣 久 美 子	国保年金課長	宇 都 野 淳
国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長	岩 崎 栄 子	国保年金係長	伊 藤 陽 子
健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	田 代 宰 士	健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	齋 藤 芳 子
保健予防係長	黄 木 文 子	健康増進係 副 主 幹	村 越 邦 子
健康増進係 副 主 幹	根 本 力 三	健康増進係 副 主 幹	月 井 早 苗

出席議会議務局職員

書 記 長 岡 栄 治

## 議事日程

### 1. 開 会

### 2. 委員長挨拶

### 3. 審査事項

#### 〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

#### 〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

#### 〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

#### 〔教育委員会事務局教育部〕

- ・教育部長挨拶

#### 〔教育総務課〕

- ・議案第84号 那須塩原市教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について
- ・議案第85号 那須塩原市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

#### 〔学校教育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

#### 〔生涯学習課〕

- ・議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

#### 〔スポーツ振興課〕

- ・議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

#### 〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

#### 〔健康増進課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔社会福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔高齢福祉課〕

- ・議案第95号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔国保年金課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

4. その他

5. 閉会

開会 午前 9時57分

#### 開会及び開議の宣告

伊藤委員長 皆さん、おはようございます。

12月定例会福祉教育常任委員会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これからちょっと着座のままに進めさせていただきたいと思います。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

審査は各担当課ごとに行い、それぞれ福祉教育常任委員会、予算常任委員会（第二分科会）の順に審査をいたします。審査の日程はお手元に配付の次第のとおりです。

本日は子ども未来部、教育部、保健福祉部の順に審査を行います。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件3件、その他の案件1件です。予算常任委員会に付託された案件のうち、当第二分科会で審査すべき案件は、一般会計の補正予算案件1件でございます。

各委員には、自由闊達なご意見と慎重な審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますよう、重ねてお願いいたします。

#### 子ども未来部の審査

伊藤委員長 これより子ども未来部の審査を始めます。

審査に先立ちまして、藤田子ども未来部長からご挨拶をいただきます。

藤田子ども未来部長 （挨拶。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

#### 子育て支援課の審査

伊藤委員長 それでは、子育て支援課について審査を行います。子育て支援課については、福祉教育常任委員会に付託する案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

#### 議案第72号の説明、質疑、討

#### 論、採決

伊藤委員長 子育て支援課の皆様に申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡単明瞭にお願い申し上げます。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

石塚子育て支援課長（議案第72号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 今、一番最後に説明されたひとり親家庭の予算なんですが、今、県のほうから半分補助されるという説明がありました。不足する分を掲げたということなんですが、件数で言うと何世帯分が、何世帯というか、何人分ぐらいなのか。

伊藤委員長 係長。

伊藤給付係長 給付係の伊藤と申します。よろしく申し上げます。

ひとり親医療の受給資格者ということになるんですが、こちらに関しましては、平成28年で、4

月1日現在の数字となってしまうんですが、申しわけないんですが、3,202人ほどありました。参考で申し上げますと、去年、平成27年ですと3,240人ということで、3,200人前後ぐらいというところで推移をしております。

以上になります。

伊藤委員長 高久委員。

高久委員 歳入と歳出のほうの額が半分ぐらいになっている、比率が半分というのは、県のほうからの補助が半分だから、こういう形というのがわかりましたので、結構です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

中村委員。

中村委員 6ページの2001事業の中で1億2,800万円が28年度に補正予算しまして、29年度に繰り越しされないということなんです、これ28年度分では何%ぐらいの進捗率を考えておりますか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 今、事業者のほうでは設計と積算を一生懸命やっている状況なんですけれども、それが来年、年明け早々ぐらいにはある程度固まってまいります。国との協議の中で、今後、国から内示が出れば、すぐに契約をして事業に入るんですが、おおむね数字的には37%、ちょっと半端になりますが、37%ぐらいを今年度で見込んでございます。

中村委員 了解です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤村委員。

藤村委員 すごく基本的なこと、わからないのでお聞きしますが、今のちょうどその保育園の、ここに各額というのはどこから出てくるものなのかというのが私がちょっとよくわからなかったんですけれども、何か見積もりか何かがあって、この金額というのが出てくるんですか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 今回の事業につきましては、国の補助事業のメニューの中での基準額というのが、国で示された額があるんですね。その基準額を、私どものほうではまだ建物の積算とかができない状況なので、目いっぱいとしているということなので、国の補助の基準額の上限ということで今回計上させていただいております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは、例えばこの保育園をつくるとなったら、もともと国は、建てるものの何%を補助してくれるとかという決まりがあるんですか。

伊藤委員長 係長。

菊地子ども福祉係長 子ども福祉係、菊地と申します。

この補助金に関しましては、国のほうは、全体の3分の2が国のほうから補助が出るという形。事業者は4分の1で、残りが12分の1ということになるんですが、それが最終的な市が持ち出す額ということになります。

藤村委員 わかりました。ありがとうございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

課長。

石塚子育て支援課長 (議案第72号について追加説明。)

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 今、にじのいえのモデル事業が終了したということで、次も西那須野地区でやるということですか。黒磯地区の要望も出ていたと思うんですけれども、これは1カ所だけの分でしょうか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 今、委員おっしゃったように、黒磯地区にも要望もございまして、私ども通常の業務の中で、需要もありだというふうを考えております。これにつきましては西那須野地区で

考えておりますけれども、黒磯地区にもできれば広げていきたいという考えがございますし、それにつきましては、新年度の当初予算の中で要求をさせていただければありがたいというふうを考えて、今、その準備を進めているところでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 じゃ、これは西那須野だけでこの事業費を見込んでいるということなんですけれども、これはにじのいえでの実績からはじき出された数字で、これだけの金額が必要だということになったのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 基本的には実績額から出しているんですけれども、国のモデル事業が終わるに当たって、少し我々としまして、もう少し対象を広げたいという思いも実はございますし、おおむねの金額でいきますと、今までの実績が年間800万円程度かかっています。それで、若干対象を広げたいということで、これも約なんです、約100万円ほど、年間については増額をした形で、今まで対象人員が14名、これは登録してあるというんですかね、14名なんです、その14名をもう少しふやしていきたいと。具体的な人数はまだこれからなんですけれども、ふやしていくことで、予算的にも若干ふやした形で今回補正をさせていただいております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 にじのいえが具体的にどこでどうというのは、ちょっと私見に行っていないのでわからないんですけれども、費用に含まれているものは、具体的に、例えば子どもの食費であったりとか、お風呂に入るんだったら水道代とか、電気代、ガス代とか、あと、場所によってはお家賃が必要だったり、あと、かかっている人の人数、人件費。

今度は対象人数をふやすとなると、かかわる人もふえてくると思うんですけれども、具体的に何がどのようにふえたのかというのはわかるのでしょうか。

伊藤委員長 所長。

八木澤子ども・子育て総合センター所長 子ども・子育て総合センター所長の八木澤です。よろしく申し上げます。

人件費のほうは今現在よりも子どもの人数がふえていくことで確実にそこがふえるんですね。そのほかに、借家ということでそこに賃貸が入りまして、そのほか車の保険、それぞれやってくさっている方の車を使って、それに同乗者の子どもたちと、運転する方の保険というふうに保険がそこに必要になっています。それから、子どもたちいろいろ元気ですので、修繕費であったりあるんですが、ほとんどが人件費のほうがかなりウエートを占めていきます。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 ちょっと補足をさせていただければと思うんですが、この事業は、簡単にいうと、学校までまず迎えに行くと、放課後ですね。迎えに行き、にじのいえに連れてきて、そこで生活の、食事とかそれ以外の学習支援とか、そういったものの支援をした後に、今度はまた自宅まで送っていくという、それが一連の事業なんです。

その送迎については、市がしていく中で、スタッフの方々のマイカーになるものですから、その辺のところの保険はきちりと入っておかなければいけないだろうというところで、今の保険という話になりました。ちょっと補足します。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 たまたまにじのいえをやっていた方が次のプロポーザルで手を挙げられるのかどうか

よっとよくわからないんですけども、来年度、黒磯も要求されるということですが、見込みとして、プロポーザルに応募してくださる事業者というのは当てがあるのでしょうか、複数。

伊藤委員長 課長。

石塚子育て支援課長 とても答えるのは難しいご質問だと思うんですけども、今現在受けていただいているのが西那須野地区のNPO法人で、当然私どもとしては、そこも含めて一般的に公募はしていきたいなと思っています。

ただ、現実的にどうかということになりますと、現実的になかなか、ほかで手を挙げていただけたところがあるかというのは、まだちょっと不明ですね。その1カ所については、引き続き手を挙げていただけたと思いますので、当然プロポーザルという事業の中で内容を精査してやっていく形にはなると思うんですけども、現実的には、1カ所になるか、2カ所になるか、その辺のところは今後の状況を見るしかないかなというのが現実です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 たまたまちょっと小山のほうの同様の施設を見学させていただいたときに、物すごく配慮が必要な子どもたちで、現場でも細心の注意を払っていないといけない、ちょっと言葉では言いにくいけれども、本当に危険がいっぱいあって、簡単に放課後児童クラブをやっているよう気持ちではできない、とても難しい事業だと思いますので、プロポーザルの受け入れをできる人たちを確保する、育てるなり、見つけることがこれからこの事業を継続していく上ではネックになると思いますので、そこのところをぜひよろしく願います。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 子育て支援課の皆さんから。

課長。

石塚子育て支援課長 (いなむら保育園の民営化移管事業者の募集状況について)

伊藤委員長 それでは、子育て支援課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分



再開 午前10時32分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の途中ではありますが、当委員会に傍聴希望者があります。議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。

よって、当委員会では、本条例に基づき、これを認めます。

#### 保育課の審査

伊藤委員長 それでは、保育課について審査を行います。保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

#### 議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 保育課の皆様に申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡単明瞭をお願い申し上げます。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

高久保育課長（議案第72号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 まず、歳出のほうから、5ページの3

款民生費の中の一番下、2項3目1001事業の中で、先ほどの委託料の中の説明の中で、認可保育園施設等の中で、説明の中で、28年度公定価格が決定した、変更になったという説明がありました。公定価格、いろんな公定価格があると思うんですが、この保育園運営施設に関する公定価格というのはどういったものが含まれるんですか。

伊藤委員長 係長。

瀧保育係長 公定価格の中身というものなんですけれども、国のほうで示しているのは、まず園を運営するための基本的な保育士、園長とか副園長とかという配置の人員費ですね。それから、あと、軽微な修繕、また運営にかかわる基本的なものとして、余りはっきりこれが幾ら、これが幾らというふうに示しているものではなくて、国ではおよそ園の運営に必要なものとして、人員費と運営費と修繕と、あと日々の保育に係る教材だったり、そういったもの、あと衛生品だったり、そういったものも含めて出して、それを個人的な、個人というか、児童、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児によってそれぞれの年齢に応じたものを園で単価として出すということです。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 初歩的なご質問で大変失礼しましたが、なぜそんな質問をしたかということ、この運営費が、この時期になって8,430万円というのは結構大きな金額で補正されるという中で、その間、この運営費は、年度当初、4月に戻って各施設、保育園とか認可こども園は、4月にさかのぼって、特に人員費なんかはお支払いするという仕組みのものなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 給付費に関しましては、月ごとにお支払いをしております。その月のですね、まずは公定価格の決め方なんですけれども、園の規模

というもの、規模は定員で決めるんですけれども、それから、児童の年齢です、ゼロ歳児、1歳、2歳、それから3歳児、4歳、5歳児という形で年齢別に決まっております。当然保育士なんか小さい子どもさんに対しての保育士の配置というのは手厚いものがありますので、小さいお子さんに対しての1人当たりの単価というのはかなり高くなってきますのでございます。それが計算をされて、なおかついろんな加算というものも実はあったりするんですが、そういうものを一月ずつ計算をしまして、その月その月にお支払いをしているということでございます。

平成28年度の公定価格に関しましては、通知がちょっとおくれたというのはあるんですけれども、4月、5月あたりは27年度で暫定的にお支払いをしまして、その差額につきましては、28年度の公定価格がはっきりと出た時点で差額をお支払いをしまして、今は28年度ですとお支払いをしているというような形になります。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、27年度で今まで支払っていて、その間、各施設、特に民間、市でやっている保育園とかそういったものはあれなんですけど、民間でやっている事業者は、4月からこの決定する時期の間は民間の事業者が個人的に負担している分、人件費等々ふえた分を負担しているとかそういった現象というのは起きていないんですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 まずは、こういった給付費に関しては民間のみでございまして、公立に関しては交付税措置というふうに聞いております。何ていうんでしょう、民間の施設が新たな金額、公定価格になるまでの間ということですが、おおむね試算というか、払ったのはあるんですけれども、4月、5月というのは保育される児童の人数が途

中入園でだんだん3月に向かってふえていくわけなんですけれども、4月、5月より3月のほうが当然多いということになります。公定価格も……

〔発言する人あり〕

高久保育課長 すみません。差額に関して負担していたかということになれば、4月、5月というものが全体的に比べれば、わずかと云ったら変なんですけれども、それが運営に直接響くようなものではないというふうに思っております。

今回、これだけの何ていうんでしょう、補正をさせていただくわけなんですけど、大きなものとして、3月、ぎりぎりなんですけれども、当初予算の要求時期に間に合わなかった件がございまして、実は新たに保育園が、あったか保育園という保育園と、それからひかりみどり保育園がですね、小規模から普通の保育園になるということで、定員がふえました。その分の給付費というものを見込んでおりませんでしたので、それもあわせて今回補正をさせていただくというような考え方です。公定価格全体としてのほかに要因がさまざまあるんですけれども、すみません、ちょっと説明が足りていなかったかとは思いますが、4月、5月については、経営を圧迫するようなところは私どもは認識してはおりません。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その辺を確認したかった質問なんです。ちょっと金額的にも、これ何カ所の施設かわかりませんが、施設数で割れば大分下がると思うんですけれども、金額が多かったものから、事業者が負担になっているんじゃないか、それほどもうかる商売でもないような事業なので。費用面での負担になっていないかなというふうに思ったものですから、質問をさせていただきました。

ちなみにこれに該当する施設というのは、大小あると思うんですが、何カ所分になりますか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 民間の保育園が13カ所、それと認定こども園が7カ所、それから小規模保育施設が6カ所で、家庭的保育施設が1カ所という形……

〔「27だと思うんです。27で割って幾らになる、人数によっても」と言う人あり〕

高久保育課長 26ですね。

〔「27だよな」と言う人あり〕

高久保育課長 すみません。私、13と言ったから間違った。ごめんなさい。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 すみません、申しわけありません。民間保育施設12カ所です。なので26カ所でございます。

〔「26カ所ね。もう一遍。」と言う人あり〕

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 最後になります。

こういった大きな金額が今の時期に補正になるというのは、今年度は特にこういう現象があったという解釈でよろしいでしょうか。毎年こういう現象になるかという。

伊藤委員長 係長。

瀧保育係長 ことに限ったということではなくて、今後も毎年引き続きこの時期に補正をする見込みがあるものだと認識しております。というのは、公定価格というものは毎年変わります。その変わる要因としては、全体的な単価の見直し等もあるんですけども、それとあと、国のほうで人勤と言って、国の官僚の給与の、すみません、それによって、それを反映させて、年度途中でまた公定価格の改定というのが発生して、28年度も実際それがあまして、人勤による改定というのが。それで、年度途中でまた1回、この公定価格表は変わるんですね。なので、その新しい価格表が

出て、実はつい最近出たばかりなんですけれども、なので、またそれで計算し直すと若干足りないということが出てくるので、12月補正、それから3月補正というところで、その公定価格に合わせて、入っているお子さんの数によって単価は掛けて変わっていきますので、途中入園のお子さんも、年度末に向けてどんどんふえていきますので。そういった要因がありますので、不足についてはこういった形で補正を見ていただくというのは、毎年考えられることであると認識しております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 最後だったんですけども、出てきたので。

そういった今の時期まで結構、12月ですから、4月から12月の間。そういう現象が今、これまでに続いた中で、事業所から何とかしてとか、もっと早目にとか、国が決定することだから、市ではどうしようもないことだとは思いますが、その間の支援というものの要望とかお願いというものは今まで出てきていなかったですか。

伊藤委員長 係長。

瀧保育係長 特に事業所からというのはないです。基本的に国で定めた公定価格というのは、事業所も、それぞれ自分の事業所がどの単価表で、この単価表を使って計算されるというのがわかっていますので、それぞれ園の定員というのは決まっていますので、うちは90人、60人というそれぞれの園で、大体、ゼロ歳児、1歳児何人というのをそれぞれの園がわかっていますので、それで、あらかじめ自分のところの園はこれぐらい、公定価格で給付費がくるというのを園のほうはわかった上で経営ができますので、その中で大きくマイナスになってしまうとか、そういったところは発生していないので。

磯飛委員 わかりました。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤村委員。

藤村委員 6ページの放課後児童対策事業のところなんですが、国がおりてきた補助金を放課後児童クラブの運営費のほうへ処遇改善用としてという説明がありましたが、これはもう既に処遇改善はなされているものに対してお支払いするものなんですか、今後のものなんですか、どのようにチェックをされているんですか、実際処遇改善されたかどうか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 処遇改善につきましては、各クラブさんにですね、やる予定ありますかとかという照会文を渡しております。実際に今回補正で上げさせていただいた分につきましては、もう実施をしているところでございます。あとは、実施をするということで、まだ仕上がってはいないけれども、決まっているというようなところですので、これから考えるとかというのではなく、もう既に実施をしているというふうになります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 どのように改善されたかというのはどのようにチェックされているんですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 国の補助の考え方がですね、平成25年度の人員なり手当なりに対して改善をしているという、その条件があるんですけども、そういったところをクリアしているかどうかの審査をさせていただいてまして、それをきちんと見た上での算定というふうになってございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、壁で仕切ったりとかそういう説明もあったと思うんですけども、それはそれぞ

れの学童クラブがそういう補助金があることを前提に、そういう壁をつくったりされたということなんでしょうか。それとも、これが決まってから皆さんなされるんですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 壁をつくるというのは、工法の一つなんですけれども、適正な放課後児童クラブの運営ということで、支援の単位というような考え方がございまして、おおむね40人を限度としてということになりますと、それを分けるための壁とかパーティションであったりとかということになっていきます。処遇改善というものはまた別に、そういった考えはあるわけですし、その支援の単位ごとに基本的な人件費に充てる部分であったり、運営に充てる部分であったりその算定が単位ごとにあるものと、それから一緒にしているものとの何ていうんでしょう、補助金だったり、委託料だったりのその算定の仕方がございまして、処遇改善についての、壁をつくるというのは全く別物というふうに考えていただいて結構だと思います。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 追加で。

きのうの議案の質疑でも、クラス分けというお話をさせていただいたかと思うんですが、イメージとしては、一つの広い児童クラブの建物の中を、余りにも人数が、40人が適正な規模であるというのがありますので、パーティションとか壁で区切ったり、エリアを1階、2階にしたりとして、いわゆるクラス分けというのをさせていただいています。そうしますと、支援ごとに必要な支援員の数が決まりますので、クラブとしては一つのクラブであっても、1組、2組みたいなイメージで、そうするとそこに支援員が2人以上必要になるとか、基本的な経費がまた一つ一つにかかりますので、

今回補正させていただいたものの委託料、補助金の中には、そういうものも込み込みで年度通算で考えたときに、不足する分として計上させていただいております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 何でお伺いしたかといいますと、結局、現在児童クラブの方たちがぎりぎりいっぱいところで皆さん経営なさっているということがこの前いろいろお話を聞く機会があったんですけども、結局こういう補助金がありてこないと、例えばクラス分けだったりとか処遇改善に踏み切れないものなのか。もし国や県からの補助金がありてこなかったら、やっぱりそれは事業者負担になってしまうものだと思いますので。その後先というんですか、結局事業者が子どもたちのためにやればやるほどしんどい思いをされますので、これはやっぱりどうしても補助金ありきの改善になってしまうんでしょうか、クラブさんでは。

伊藤委員長 部長。

藤田子ども未来部長 人数が多いときにはクラスの単位を分けたほうがいいですよというお話はしますし、そうしたときに、当然一つの単位ごとにこれだけの補助金が出ますというお話はさせていただいておりますので、それで経営が逼迫するかということにはならない、逆に経営的にはそれだけ余裕を持って子どもたちを見ていただけるようになるのかなとは思っております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 児童クラブさんが積極的に改善をすれば、それに見合った補助金がついてくる制度になっていると捉えてよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

高久保育課長 そういうふうに考えます。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。この部屋の時計で15分から始まりますので、休憩をとります。よろしく願います。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時15分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点がございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 保育課の皆さんから何かございますか。

課長。

高久保育課長 (放課後児童クラブの委託について)

伊藤委員長 それでは、保育課の審査を終了いたします。

子ども未来部の今定例会における審査は終了となりますが、子ども未来部全体として何かございますか。

(「特にございません」と言う人あり)

伊藤委員長 なければ、以上で終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 20分

再開 午前 11時 22分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 教育部の審査

伊藤委員長 ただいまから教育部の審査を始めます。

初めに、伴内教育部長からご挨拶をいただきます。

部長。

伴内教育部長 (挨拶。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

#### 教育総務課の審査

伊藤委員長 ただいまから教育総務課の福祉教育常任委員会審査を行います。

教育総務課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡単明瞭にお願い申し上げます。

#### 議案第 84号の説明、質疑、討

#### 論、採決

伊藤委員長 議案第84号 那須塩原市教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

富山教育総務課長 (議案第84号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

植木委員。

植木委員 確認なんです、常勤の一般職から特別職にかわったと、こういうふうなことはわかりました。

それで、今一般職の例に、勤務時間、休日、休暇、これについては一般職の例によるというふうなご説明なんで、参考に確認を1回しておきたいんですが、一般職の例はどんなふうな状況になっていますか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 1週間の勤務時間としまして、第2条等で職員の勤務時間というものを定めております。職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とするというふうな勤務時間の規定等がございます。また、休日、

週休日及び勤務時間の割り振りといたしまして、日曜日及び土曜日は週休日とするというような休日に関する規定が定められております。

以上です。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、1週38時間45分と。法律的には別に問題ある時間ではないんですが、休日も日曜と土曜日、それと祭日は休みにはならないんですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 祭日については、勤務を要する日というふうな扱いになります。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 勤務を要する日というのはどんなふうな条件になるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちら一般職の場合ですと、勤務を要する日というのは、いわゆる給与に反映しているといいますが、祭日については勤務を要する日になりますので、こちらを給与の中に、こちら勤務時間、給与の中に反映されるという時間になります。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、祭日はお休みではないと、出勤日の中に入っているんだと。お給料の算定の中にも入っている日なんだと、そういうことですね。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 祭日につきましては、この市の条例で決めているんじゃなく、国民の祝日というところになりますので、実際は出勤はしませんけれども、こちら勤務を要しない日ではないということになります。

伊藤委員長 よろしいですか。

植木委員 わかりました。確認して了解しました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第84号 那須塩原市教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第84号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第85号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第85号 那須塩原市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

富山教育総務課長（議案第85号について説明。）  
伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 ちょっと言葉の意味がわからないので、

教えていただきたいのですが、第2条の 厚生に関する計画の実施というのは、具体的にどのようなことなのでしょう。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちらですと健康診断、人間ドックとか脳ドック、そういうものが該当すると思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

植木委員。

植木委員 特例に関する条例で新たに制定されるわけなので、確認だけさせておいてください。

第2条に特例、専念義務免除ということで、特例規定があるわけですが、3点ほどあって、今、真ん中の2点はわかったんですが、それでこの1点と3点をお伺いすることと、その前に、このあらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができると、こういうふうな規定になっているんですが、このあらかじめ教育委員会の承認、どんなふうな形になるのでしょうか、方法とか申請とか会議とか、そんなことがあるのかどうなのか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 あらかじめ教育委員会の承認を得てということでございますけれども、こちらこの条例に関しまして、教育委員会のほうに当たってございます。その中で、教育委員会のほうで決定をしていただいたというものでございます。その中で承認されているというふうに考えております。

また、第3号に掲げております前2号に規定するほか、教育委員会が定める場合ということで、そのほかの部分についても、教育委員会の規則の中で幾つか項目を定めさせていただきたいというふうに思っております。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 大体わかりました。

そうすると、教育委員会の中で、この条例を出すには、既に教育委員会を招集して話をして、こういった内容のものを決定しているということですね。それはいつごろやられたんですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 教育委員会のほうには、今回のこの条例を定めてよろしいかと、議会上程してよろしいかというものを10月ないし11月ごろに委員会のほうには諮っております。その条例の決定というものは、この議会の決定を受けた後で、その後で教育委員会のほうに、こちらのほうはこういう条例が定められたということで再度教育委員会のほうに諮っていくという予定でございます。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 そうですよ。まだ中身は決定していないから、1、2、3項目について、実際何をどうするという事はやったことはないですよ。決まってから、今後、例えば免除する場合には、会議を開いたり、あるいはどういう状況のことで職専免になるのかというふうなことを確認した上で出ていただく、そういうところになるわけですね。それについては、そういった要件が教育長のほうから打診があった場合に、教育委員会のほうで、例えば何の研修で、その職務を離れていいかどうかということを決めて、決定してから承認をいただいて、その部分については公務をしないと、そういうことですよ。それでいいんですね。もう一度確認をお願いします。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 委員さんがおっしゃるとおりでございます。この後に教育委員会のほうで再度、条例が可決した後に、教育委員会のほうでもう一度内容を精査しまして、こういう場合、規則も定



めますので、そういう中で、こういう場合には教育長が職専免をしてよしいか、そういうものを改めて確認をさせていただくということでございます。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、研修と厚生に関する計画の実施に参加する場合と、これについてはわかるんですが、3番目、この前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合、こんなふうにあるんですが、現時点でこの条例を出す際に、こういうことはということで特定されているような定めるべき内容というのはありますか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 そのほかの部分でございますけれども、例えば国、または県、市、そのほかの地方公共団体の特別職としての職を兼ねる場合というようなことも考えております。これでいいますと、例えばスポーツ審議会、県とかそういうもののスポーツ審議会の委員、あとは、国、地方公共団体からの委嘱を受けて講演とか講義を行う場合などを想定しております。これについては、例えば宇都宮大学のほうで教育長が行って講演するということも昨年もやっております。そのようなものを想定しているところでございます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了

いたします。

採決いたします。

議案第85号 那須塩原市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第85号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切りかえます。

#### 議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

富山教育総務課長（議案第72号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 たくさんあるんですけども、どこから、今のところから始めますが、スクールバスの件ですけれども、これ限度額が学校、路線によって大きく違ってはいますが、これは単に生徒数によるものなのか、使うバスとかタクシーとか、その車種によるものなのか、ちょっとこの理由を教えてください。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちらの差でございますけれども、使う生徒数に応じて、マイクロバスにするとか、中型バスにするとか、そういうふうなバス

の大きさというものによってまず金額が変わってくるということと、あとは運行する距離でございます。その距離によっても変わってきますので、ちょっと一概に幾らという、それで計算して限度額を設定させていただいたところです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは、3年間で例えば中型バスと決めてしまった場合、生徒数の中で大きく変わることはないという想定のものでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 生徒数につきましては想定しています。それが極端に、40人、30人とふえれば、そのときにはまた変更というものもしなければならぬかと思うんですが、今後3年間の見込みの中で対応できるバスというふうを考えております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは、国の補助が2分の1ということでしたので、2分の1は市で単独ですと負担していかなくてはならないものだと思いますので、例えばほかの公共交通との兼ね合いとかで、できるだけ安く済むように考えたほうがいいのかなと思うんですけども、これはもうこの教育だけで考えて、国から予算をとってくるものなので、ここで独自で考えている計画ですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちらスクールバスにつきましては朝の迎えが1便でございます。あと帰りの便が2便ないし3便というような対応をしているところです。また、昼間につきましても、社会科見学としまして、小学生が例えば消防とか警察とか、あとは工場の見学とか、そういうふうなもので日中もそういうものに使用させていただく、そういうふうな契約を結んでいきたいというふうに思っているところです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 じゃ、例えばジャンボタクシーとおっしゃっていたものは、契約をした場合、そのジャンボタクシーは押さえられるということですが、それとも走っていない時間は、民間の会社が自由に使うということですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 東原のジャンボタクシーにつきましては、ちょっと社会科見学には使わないということになりますんで、その送り迎えの時間がありますので、その時間だけ来ていただいて、日中はその業者さんが別の仕事に使うことは、それは可能、可能というか、そういうふうな使い方になると思います。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 わかりました。

もしこのことでほかの方がなければ別の。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 スクールバスの質問をさせていただきます。

予算書のほうで先ほど何校かのスクールバスの説明がありました。その中で塩原小中学校スクールバス運行委託についてなんですけど、これは車両は市が保有するという中で3路線。

〔「2路線」と言う人あり〕

磯飛委員 失礼しました、2路線で、これは人件費だけですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 人件費のほかにガソリン代とか、あとはオイル代とか、そういうのが、いわゆるバスの保守点検、保守代金、そういうものを含めてお願いしたいというふうに思っております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 じゃ、細かい話ですが、ドライバーさんの人件費は月当たり幾らで見積もっているでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 バス2台で、これが3年合計でございます。バス2台の3年合計で1,218万円なので、年間にしますと1台大体200万円ぐらいになるかと思えます。

〔「年間ね。」と言う人あり〕

富山教育総務課長 年間200万円です。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 わかりました。

もう一つ、今度は、どこのあれでもいいんですが、執行計画書の1ページで、先ほどの説明で、国からの補助と、補助率2分の1で、かつ5年間という説明がありました。5年後はどのようになるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 5年後につきましては補助がなくなります。それに伴ってスクールバスをなくすというわけには、やっぱりまいらないんで、市負担ということになってこようかと思えます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 何か市じゃなくて、国のほうに納得できない部分があるんですけれども、どうしようもないのでいいです。

相馬委員 じゃ、同じことでいいですか。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 ちょっと単純なことをお聞きします。歳入のほうの、へき地児童生徒の援助費ということで、統廃合によって学校が遠くなったということで、これスクールバスに充当するという説明がありました。このへき地児童という、その定義はどの辺なんでしょうか。それと同時に、スクールバスは距離というか、いわゆる僻地のあれですね、その辺の説明をお願いします。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちら僻地といえますか、遠

距離の児童生徒に対して補助が出るものでございまして、こちらの距離としては4キロ以上と見ていきます。もう少し具体的に申しますと、今回この統廃合で相当しているものでございます。その中で、もしそのバスを使っている方で4キロに満たない人がいた場合には、国の補助として、たったの100人のうち1人が4キロに満たない人が使っていましたということになると、かかった経費の99%が事業費として計上され、そのうちの半分が来るというようなことになります。

ですから、ほとんどの方が該当してはおりますけれども、中にはちょっと一、二名該当から外れている人がいるんで、そうすると、その分の割合を引いた額ということになります。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 今ちょっと藤村さんも言いました、厳密なんでしょうか、その辺を。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 そうですね、こちらにつきましては、4キロ以上と4キロに満たない方ということで、きちっと申請書を分けてございます。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 例えば皆さん朝集団で登校しますよね。そのグループの中で、万が一そういうことはあり得ますよね、4キロ以上、以内、家庭がある。そういったときはどのように対処するんですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 スクールバスの利用につきましては、利用しておりません。その統廃合に関してやったところにつきましては、市のほうのスクールバスに乗ることは、統廃合をやったところは全部乗っております、距離は関係なく、先ほどの私が申しました1人いればという、それは補助金の計算の中でそういう率を掛けて補助金を申請しているというものでございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

相馬委員 了解です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

副委員長。

平山副委員長 先ほど9ページの小学校、中学校の整備事業の中でトイレの改修で、小学校、中学校においてトイレの改修なんですけれども……

〔発言する人あり〕

伊藤委員長 今の質疑なんですけど、ちょっと後にしてもらってよろしいですか。

それでは、質疑の途中ではございますが、ここで昼食のため休憩をとりたいと思います。午後1時から再開します。よろしくお祈いします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時57分

伊藤委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど質疑の途中でしたので、先ほどからの質疑から、また開催したいと思います。

藤村委員。

藤村委員 いいんですか、戻していただいてよろしいんですか。すみません、申しわけありません。

私も終わったつもりだったんですけども、もう一つだけ思い出したんで、スクールバスのことです。ちょっととんちんかんなことかもわからないんですが、スクールバスは補助金が出るということで、今ちょっと調べてみたんですけども、義務教育の学校、子ども、保護者についての補助金ということなんですけれども、せっかくスクールバスが走っているのに、高校生の子が乗るというのはいけないことなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちらスクールバスにつきましては、運行規程がございます。その中では、小中学校ということの決めがございますので、高校生については対象とはしていないところでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 可能性として、補助金はもちろん出ないでしょうけれども、全くその縦割りというのは、未来永劫絶対外されないものなのかだけお聞きしたいです。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 その未来永劫外されないのか、それが例えば県立高校と合同でとか、そんなものがあれば、その可能性というのはちょっとわかりませんが、市としてはあくまでも今のところ小中学校のための運行規程ということでございますし、また行き先としても学校までと、小学校までと、中学校までというようなところでございますので、今のところそういう高校までという可能性は、可能性といいますが、そういうものについては考えていないところでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 しつこくして申しわけないんですけども、たまたまその予約ワゴンバスが高校生の利用が多いということでしたので、できるだけ市として将来的にお金の使いどころを、縦割りではなくて上手に整理していかなくては大変じゃないのかなと思って、その可能性がないのか今後ご検討をお願いしたいと思って、また別の質問に移ってもよろしいでしょうか。

伊藤委員長 はい。

藤村委員 では、テーマを変えてエアコンのことなんですけど、9ページの執行計画書のエアコンについてなんですけど、これ金額について昨日いろいろご説明いただきましたが、これは、まずこの金

額を算出した根拠ですね、どこか会社から見積もりをとったものがもとになっているのでしょうか。伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 エアコンの事業費につきましては、今回、既に黒磯小学校と東小学校の設計業務が完了しております。その中で1台当たり幾らということで250万円ということで算出がなされましたので、それをもとに他の学校につきましても棟数を掛けて費用を算出しております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 その実際に設計が終わったところのものを参照されたということなんですが、かなり大規模なものになりますので、例えば何社から見積もりをとった結果、この250万になったのか、これからまだどんどん次に工事がふえていくと思うんですけども、それを含めた上での価格が250万円だったのか、そこのところをお伺いしたいんです。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 先ほど室長から申し上げましたとおり、黒磯小学校、東小学校につきましてはエアコン設計をしてございます。その中の実際に設計をした中で、その中から単価をはじき出したものでございますので、その設計のほうから出したというところでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 普通常識的に考えますと、1つか2つ買うときの値段と10個、20個買うときの値段というのは、おのずと単価が変わってくると思うんです。これだけ大規模な計画が前提となっているのに、例えば黒磯小で黒磯小の中の設計をした中ではじき出されたものが、例えばほかの学校へそのまま持ってくるということのは、私はちょっと納得できないんですけども、学校によってももちろん多少は設計も変わってくるでしょうし、大規模

になればおのずと1つの単価は下がってくるし、そういう企業努力を企業側もどこでも普通のお商売ではやっていることですから、これがイコールになるというのがもう一つ納得できないんです。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 すみません、そうですね、どこの学校を基準とするかというものは確かにあるかと思います。大きな学校で設置した、エアコン設置数が多ければ単価が落ちるかもしれない。また、小さい学校では設置数の数が小さければ、その学校のところでは高くなったりというようなものもございませう。

今回この黒磯小そして東小を参考としてうちのほうでは算出しておりますけれども、また、この学校によっていわゆるキュービクルという変電設備とか、そういうものまで直していくか、そういうものによってもまた金額が違ってしまいうところではございますけれども、今回はこの設計の終了した黒磯小、そこと東小、ここの2校、いわゆる中間的なところかと思ひます、平均的なところかと思うんですが、こちらの学校を参考として出させてもらっています。

ただ、数が多いところ、そういうところによってはまた確かにキュービクルの変更とか、そういうふうなもので若干のものが出るとは思ひますが、そこの2校を参考に今回の経費は全体的に見させていただいたというところでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 その工事は、学校ごとに請負契約をするんですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちら学校につきましては、何校かまとめた中で入札という形でやっていきたいというふうには思っております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ということは、そのまとめた例えば3校であったり5校であったりまとめた工事の中で、全体的に数が10か100か200かわかりませんが、そのまとまったロットに対しての仕入れ単価というものを買う側としても考えてくださいと言えらるうんですけれども、例えばその5つか10かわかりませんが、最小単位で契約するのがA社、B社、C社、D社、4つも5つもばらばらになるということによろしいですか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 今回の費用につきましては、あくまでも予算確保のための費用算出ということになっております。今の藤村委員のご質問の内容ですと、発注ロットの大小で単価も変わるのではないかとということでございますけれども、あくまでも設計段階では発注ロットにつきましては、余りその極端な単位が違うということではなければ、同じ単価での算出になっております。発注ロットの違いで費用のほう下がるということにつきましては、実際の入札の中で業者のほうの企業努力の中で契約金額が違ってくるのかなということで考えております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 これは予算を確保するための概算ということなんでしょうけれども、たまたまきのうの説明で冷暖房というふうなご説明がございました。どうして暖房も併用しなくてはならないのか、今、暖房が今まで問題なく使えていたのに、冷房のみの型で考慮することはできないのかお伺いします。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 前にうちのほうでも冷房専用機とかそういうものと金額といいますか、そちらのほうは以前に比較したところがございます。その中で、たしか冷房専用機を置くと10万ぐらいの差、冷房のほう10万ぐらい安いというものがござ

いました。今回つけるものとちょっと型は違うんですが、エアコンで60万、それが冷房専用機だと50万ぐらいというものがございました。その中で、うちのほうとしても冷房専用がいいのか、エアコンがいいのかというのはちょっと検討させていただきましたけれども、冬場ですね、冬場にもエアコンであればちょっと使うことができる。また、この間みたいに11月に突然寒くなったときとか、そういうものにも対応できますし、現在、ストーブとかに対応している学校さんもございます。そういうふうなものも考えて、全体的にエアコンというのを、暖房にも使っているようなエアコンのほうを選んだというようなところでございます。伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 季節外れで寒いこと暑いことというのはあると思います。でも、今回そのエアコンを導入することになった一番最初の当初の目的は、そういうオールシーズン、いつでも快適に過ごせるためにということが目的だったのではないと思うんです。やっぱり気温が上がってきていて、子どもたちが本当に熱射病になったり、そういうふうなことにならないようにという配慮からスタートしたもののかなと思うんですけれども、これはどうしても冷房のみでは、この10万円、1台につき違うということは、全体で見ると幾ら削減できるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 今回エアコンを全校で400台ぐらいを見込んでおりますので、10万でいきますと4,000万になるかと思えます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ちょっとこの冷房のことは、皆様のご意見を伺いたいと思いますが、あと今後、学校は子どもが減っていく、統廃合の予定もあると思うんですけれども、そういうのはどの程度考慮さ

れたのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 今回のエアコン設置につきましては、いわゆる普通教室に設置するということでの対応でございます。今回、エアコンの設置の理由としまして、ちょっと話がずれるかと思いますがけれども、国のほうで3年に一度、こういう小中学校のいわゆる空調設備の状況調査というものをやっております。3年に一度ですので、直近でいいますと平成26年度にそういう調査をしておりまして、全国の平均がいわゆる32%になっております。その中で栃木県のほうは42.3%のものでございます。うち那須塩原市でいいますと2.5%、現在2.5%という程度でございますので、そういう中も考慮して、いわゆる子どもたちのそういう教育環境、そういうものをしっかりと快適な環境をつくっていききたいということで、今回エアコン整備に踏み切らせてもらったものです。

また、そのエアコンと連動せんよというものでございますけれども、エアコンというのは確かに夏場だけのものがございます。そういうところで、ちょっと有効活用というようなところで、冬場にも冬場、またその間で寒くなったときとか、そういう部分でも対応できますので、そういう中で暖房も兼ねたエアコンというもので選定させていただいたところ です。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 冷房専用と暖房ということにつきまして、補足で説明させていただければと思います。

現在、冷房専用の機種につきましては、製造メーカーも1社のみということで限られております。そんな中で冷房専用の機種につきましては、もう製造中止される方向で、今、業界のほうでは検討されているということで、能力的にも、すみませ

ん、省エネ関係の能力につきましても、メーカーのほうの新機種ということでの努力がなされていない現状で、冷暖の機種よりも省エネ性能としてはかなり劣っているというところがございます。そんなところからも、今回、冷房専用ではなく冷暖の機種を選定したという経緯がございます。

以上です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 では、1社しかない。省エネの企業努力もされていない。メーカーとしても製造打ち切りの方向にあるということであれば、部品が将来的になくなる可能性もありますし、冷暖房を考えたということはある程度理解できますが、1つのエアコンの単価を例えば、今、エアコンというのは物すごくいろいろな機能がついていると思うんですけども、業務用でしたか、考えられている、家庭用ですか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 今回設置を予定しておりますのは、家庭用エアコンではなくて業務用エアコンに該当します。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、じゃ、きのうも出ておりましたが、電気代とか動力というのは、今後考えられていくというご説明だったんですけども、例えば先ほど全国平均で何%ともう既に入れられているところのお話がありましたが、かなり気候も差があると思うんですね、土地によって暑いところと涼しいところと。那須塩原市と同程度の平均年間の気温のところをつけているところでの経費ですね、必要経費などのデータは集められているのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 那須塩原市と同程度の気温のある市町村、そこからエアコンでどのぐらいお金

がかかるかというようなデータを集めているかというところでございますけれども、大変申しわけございません、そういうふうなデータは集めてはございませんけれども、うちのほうで算出したのは、そういうような冷房期間として30日ぐらい使った場合というようなもので算出はしております。先日、議会の中で答弁しましたように、大体1校当たり80万から90万ぐらいふえるというふうに見ております。ですから、30校ということになりますと2,500万から700万ぐらいの金額が増加するかという見込みでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 この30日の根拠は、大体いつからいつまでの利用を考えられたんですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 7月が15日と8月が5日、そして9月が10日というような見込みで立てたものでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あと、じゃ、暖房はどのように。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 暖房につきましては、12月から3月までの間で65日というような見込みで立てております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 じゃ、今回の工事請負費としてこの金額に出ているものは、天井埋め込み式なのかどうという形のものなのかかわからないんですけども、エアコン本体のものだけと考えるとよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちら工事費につきましては、エアコンと、あとはその電源、電気設備等のものでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 じゃ、動力も含まれるということ。

〔「電気代」と言う人あり〕

藤村委員 動力。動力は、キュービクルというものでですか。ちょっとそこがわからないんです。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 その動力代、キュービクルといいますが、その変圧器です。そういうものも含んだ工事費でございます。

藤村委員 じゃ、最後もう一つ。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 じゃ、その動力代も含めたのがさっき言った1校当たり80万から90万、電気代だけじゃなくて。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 先ほど言った1校当たり80万から90万というのは電気代でございます。電気代として、先ほどこっちは工事費でございます。電気代というのは、今回、補正には上げてございませんが、電気代としてそのぐらいが見込まれるというところでございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 じゃ、動力代はどのくらいで計算されたか。月々かかってくるんじゃないか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 こちらの設備につきましては、全て動力、それから一般のコンセントからとるような電灯の電源等も含めて、全てキュービクルの中で賄っております。キュービクルというのは、高圧で受けたところでキュービクル、高圧でキュービクルで受けて、それを低圧に変換して動力に持っていく、もしくはこういった照明器具とかコンセントの低圧の電灯設備といいますが、そういうものに持っていくということで分かれておりますので、電気代としましては、そのキュービクルで受電といいますが、受ける電気の総量になりますので、動力とそれから一般のコンセント



というもので電気代はすぐさま分ける、金額を算出するということではできない状況でございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 すみません、たまたまうちの事務所は業務用のエアコンを入れておりまして、動力を別に入れていて、普通の電気代と動力の電気代と2種類来ていて、動力がすごく高い、結構高いんですね。私、そのキュービクルというものがちょっとわかりませんでしたので、実際にはキュービクルというものがあるところというのは、那須塩原市も使っているんですか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 各学校、全てキュービクルで対応しておりまして、やはり電力、受電する容量が設備が大きくなりますと、キュービクルでの対応でないと東京電力のほうの許可がないといいますが、受電させていただけないという状況でございますので、全てキュービクルでの対応ということになっております。

一般家庭ですと、動力分と一般のコンセント分の電灯設備につきましては別々に引き込んで別契約になっておりますけれども、キュービクルの場合ですと1本での契約ということになっておりますので、分けられないという状況でございます。

藤村委員 わかりました。

じゃ、最後に1つなんですけど、結局今回のこのエアコンを導入することによって、これが7年で更新というご説明だったんですけども、また7年後に全く一からこの金額が、ほぼこれに等しい金額が7年後にまたかかるということによろしいですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 耐用年数として7年というところでございます。7年ごとに更新というわけではございませんので、耐用年数というものがあっ

ても、壊れるまでというのは当然使っていきます。また、使っている頻度というものもあるかと思えます。そういう中で、使う頻度が少なければ消耗は少ないということになれば、そういうような耐用年数というか、使える年数は延びてくるものと思っておりますので、その場合には、また修理が必要があればそれは随時しますけれども、改めて一気に更新するというものではございません。

藤村委員 じゃ、一旦とめます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 エアコンに関連して、なおかつ最後にキュービクルの質問が多かったようなので、キュービクルだけで1つまず質問します。現在、全校にキュービクルが配置されているということなんですけど、今のキュービクルの容量で、今回エアコン設置しても使えるという解釈でよろしいですか。伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 今回エアコンを入れることによりまして、既存のキュービクルの設備では足りないという学校がほとんどでございまして……

〔「ほとんど」と言う人あり〕

鈴木学校整備推進室長 はい。新たに建てかえに伴ってキュービクルを新設したところにつきましては、既存の設備で間に合う学校も一部ございますが、ほとんどの学校でキュービクルの増設もしくは更新といいますが、そういった工事が必要になりますので、その部分につきましては、今回限りの費用はかかるというところございまして、その後のエアコンの入れかえに伴って、キュービクルもさらに更新しなければいけないという状況にはならないところでございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうしますと、今回の補正に計上した予算の中にはキュービクルの更新という予算も含

まれているという解釈でよろしいでしょうか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 じゃ、キュービクルから外れて、まず、このエアコンの導入に対しての何回か説明があったと思うんですが、確認の意味でお伺いしますが、国からの補助というものの補助率というんですか、これをまずお聞かせください。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 今回予定しております国の補助につきましては、事業費の3分の1ということではないんですが、補助の基礎額の3分の1補助が出るということでございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その基礎額には、また戻っちゃうんですが、キュービクルなどの更新とか取りかえの費用なんか含まれるということなんでしょうか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 こちらは、基礎額につきましては、厳密にキュービクルの分も含む、含まないという表現はないところではございますけれども、費用から国の補助の基礎額を今回の事業費と比較しますと、キュービクルの分については多分入っていないのではないかなということで考えております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 キュービクルというのは、大きさに容量にもよるんでしょうけれども、大体どのぐらいかかるものの機械、機械というのはどのぐらいかかるんですか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 やはり容量にもよりますけれども、1,000万から2,000万程度のキュービク

ルの費用はかかると。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、もう一回確認で聞きますが、これ全校ほとんどがキュービクル入れかえということで、なおかつ補助にも入っていないという中で全校やった場合、どのぐらい総額でかかるんですか、キュービクルだけで。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちら変電設備ですけれども、大体1校当たり、こちら黒磯小学校でいえば2,000万かかってございます。それから、もしこれを基準額とすると、これに、あとはキュービクルの整備が終わっているところとか、校舎、耐震改修等でやったところもございまして、ですから一概に言えませんが、2,000万で30校といいますと6億というような金額になっております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 内容等はわかりました。

そうすると、先ほど入札方式という、藤村委員の質問の中で説明がありました。これ入札に関してなんですけれども、その際は、機械は冷暖房機、機器あるいは工事、これ一体となった入札という説明があったと思うんですけれども、それはそういう方式で入札されるということよろしいんですか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 130万円以上の工事につきましては、分離発注ということの基本としているということで、契約検査課のほうからもありますように、今回の事業につきましては、エアコン本体に絡む部分の機械設備工事として発注する部分と、それからキュービクル関連、それとエアコンまでの電源関係ですね、配線関係の部分の電気設備工事につきましては、分離して発注するとい

う状況になるところでございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その際、当然大きく業種を分類すると、市で発注している事業の中で建設あるいは電設あるいは水道関係をやる設備なんかが各組合を持っているんで、大きな組織の業種の分類になると思うんですが、今回はどのような分類に、入札だからどこも参加できるという解釈でよろしいんですか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 今回の発注につきましては、まだ契約検査課のほうと具体的に打ち合わせしていないところではございますけれども、通常の場合で申し上げますと、例えばエアコンの設置につきましては、市内の機械設備工事として登録しております業者での対応が可能な範囲かと思えますので、通常の条件つき一般競争入札での執行になるかと思われます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、キュービクルなんかの工事になっちゃうと、当然電気なんで、電設関係の業者さん以外でもこれに参加できる仕組みなんですか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 通常の工事ということにはなってしまうんですけれども、今回の工事につきましては、通常と同じように発注されるのではないかという中で、契約検査課としまして多分考えているのが、通常の建設業の許可の工種で言われる電気工事と、それから機械設備といいますが、管工事業になりますけれども、機械設備の部分の工事業の許可を持った業者への発注ということになるかと思えますので、その中で条件つき一般競争入札ということの執行になるかと思えます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 先ほど何かこっちのほうでぼそぼそ、キュービクルなんか東電に無償というか、お願いしたらつけてもらえないのかなというような声を耳にしたんですが、ちょっと参考のためにお話ししますが、ある事業では新しくそういう物件を建築する。中に入っているものは、その供給する、例えばプロパンガスを供給するとなると、中の機器、コンロ、お風呂あるいは冷暖房機、これは業者、プロパン業者が全部その機器を無償でつけてくれるんですね。これは、あくまでも民間サイドのレベルなんですけれども、そして、それは後、供給するプロパンならプロパンでその機器の費用を回収していくというような方式が、今、大体ほとんど主流になっているんでね。

今回の場合は公共事業なんで、そういった要求はできないと思うんですが、電気事業も公共事業なんで、そういったことをお願いするというような検討というのはされていますか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 委員のおっしゃるように、一般民間の設備で申し上げますと、やはりおっしゃるように、自分のところの、自分のガス等を使っていただきたいということから、サービスの一環としてそういうことがあるということは聞いておりますけれども、今回の市の執行につきましては、そういったところは検討していないところでございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 何分にもキュービクルだけでも6億なんていう多額の費用がかかるんで、検討はしていないということなんです、その辺の東電との話というか、そこらの状況なんか聞くのも一つの方法かなということで、ここの場では提案しておきます。

あと、大変細かいことまでお尋ねしておりますが、これ今回は補正をかけて29年度事業ということなんですが、この事業、工事期間なんですが、当然実施するに当たっては来年度の使用時期までに施工が終了するという考えの、これ予算が通ってからの話なんですけれども、そういう期間ですね、工事の期間はどのように考えていますか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 工事の期間でございますけれども、こちら設計が済んでおります4校につきましては、夏休み前からの使用を目指して工事のほうをやっていききたい、そのようなスケジュールを組んでいきたいというふうに思っております。

こちら、まだ設計の終わっていない4校につきましては、新年度に入ってから設計が始まり、その後に工事ということなものですから、できれば夏休み工事、そして夏休み明けから使用できるようなスケジュールの中で対応させていただきたいなというふうには思っているところです。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 それじゃ意味がないんで、多額の費用を組んで8月になっちゃうと夏休みなんで、先ほどの30日間の説明の中に、8月以降だと10日間しかないわけですね。7月は15日ということで多いので、できないことはないと思いますので、頑張っただけでぜひともこれからのあれを含めて、進められないですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 こちら設計が終わっている4校と、まだ設計をしていない4校がございますので、そちら、なるべく早目に設計のほうを、こちらに出している部分、また確かに前倒し事業としてやっているものでございますので、できるだけ来年の早いうちに使えるような形の中で調整しながら努力させていただきたいと思っております。すみま

せん。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 わかりました。ぜひとも、せっかく多額の費用を、もし通れば投入しますので、先ほどお話ししたようなことで努力をしていただければと思います。

それと、つまらない質問なんですけれども、多分3年ぐらい前かな、全校に各教室に扇風機を多額の費用を投入して配備したんですが、あれはどうなるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 もちろん扇風機も使わせていただきます。また、こちらにエアコンのほうにもいわゆる除湿機能があるというようなものでございますので、そういうものをうまく活用しながら併用しながら、電気代とかそういうものにも当然響くものですので、活用しながらやっていきたいと考えています。

磯飛委員 わかりました。エアコンについては以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

中村委員。

中村委員 今説明を聞くと、きのうの質疑の中でも部長は、11月の寒いときにエアコンの暖房を使いたいという答弁があった中で、今、課長の話だと60日ぐらい使いたいという話をしているんで、暖冷房両方使っちゃったらいいんじゃないですか、これ。であれば、費用対効果がかなり出るんで、高価なエアコンを入れて、夏を30日使いました。部長の話ですと、いや、寒い日にちょっと暖房入れるんですよというのであれば、今の暖房器具も各教室に冬は設置するわけでしょう。だったら、エアコン1つで足りるのであれば、もうその機種を使って、冷房だけ7年使って、今言ったように、もう費用対効果の何ですか、壊れそうだなって

うんであれば、30日ぐらい使って7年ぐらいで壊れるような品物を買っているわけじゃないんで、冬は暖房を使うということであれば、両方使えるという利点があるわけですから、何も隠すことなく、堂々と冬はエアコンの暖房を使えるというふうにして、もう両方お使いになられると。しかも、今、暑いときには扇風機まで使うと言っている話でしょう。そんな二重三重手当てまでしてやるんですから、しっかりとお金をかけるのであれば、何も冬場も堂々と使わせてくださいというのも、私、あってしかるべきだと思うんです。そういった考えないですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 そうですね、今、各学校さんにはいろいろ暖房とかそういうものがございまして。そういうものとエアコンというものがありますけれども、例えばエアコンが壊れているというような、また壊れてしまったといった場合には、それぐらいエアコンでそちらのほうで対応はしていきたいというふうには思っております。また、その使い方といいますか、その辺については学校さんとまだちょっと調整、調整といいますか、打ち合わせさせてもらって、どういうふうなものが、どちらのほうがいわゆる経費的にかからないのかというものもございまして、エアコンは決して使わないというものではないです。冬場にも使えるものでございまして、その辺の既存にある暖房施設、そういうものとも調整しながらといいますか、使い方等については、今後、学校さん方と調整させてもらいたいと思っております。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 やっぱりしっかりと理念を持って使えるんだから、学校と打ち合わせするんじゃなくて、やはりこの設備でお金をかけるんだから、やはりそのぐらいの長期ビジョンの中で高額な費用を利

用、使ってやる場合には、そのメインとなるものをしっかりと取りつけられるような、今回の金額であると私は思っているんですよ、1基60万もするやつを使うわけですから、家庭用の十何万ぐらいの設備じゃないんだから。しっかりと使って学校のほうに、これを1基で、それで、それでも寒いのであれば、今まで使っているものを補助としてお使いになれば、まさに子どもたちが寒さに苦勞しなくてもいいというわけですから、もう基本のようなもの、私、これエアコンは施設じゃないかと私は思うんですよ。ですから予備で、寒いときに予備に使うのではなくて、もうメインで私は使えるような設備というようなものを、室長、そのぐらいの設計、積算の中に入っているでしょう。常時使ってもいいようなエアコンでしょう。

〔「そうです」と言う人あり〕

中村委員 ですから、やはりメインに、課長、考えていただいて、もう十分に使えると思いますので、その中で安くうまく運用していただける、電気代もかからないようにということのをこれからやっていただけるよというものを私は希望したいと思います。

伊藤委員長 そのほかに質疑ございましてか。

藤村委員。

藤村委員 ごめんなさい、何か今、議長がおっしゃったことを聞いていて、私ちょっと1つ疑問が浮かんだのでお伺いしたいんですけれども、学校で省エネ教育というのはどのようになさっているのでしょうか。その省エネ教育とこのエアコンの使い方というのは組み合わせるものなんですか、全くかけ離れたものなんですか。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 学校での省エネ教育ということで、総合的な学習であるとか、社会の時間、もちろん理科とか何かでも、そのエネルギーという部分で

勉強はもちろんしていますので、ただ、このエアコンについても、もちろんこういう使い方をすると、効率がよくない、省エネに向かないとか、そういったもちろん学習はやっておりますので、今回入れるエアコンと、あくまでも物として見るエアコンと、その省エネの教育という部分で見るエアコンというのは、切り離して見ていただきたいと思うんですが、ただ、子どもたちはエアコンはエアコンとして省エネの感覚でやっぱり見ている視点は間違いなくありますので、そういったところは学校教育の中で実際に入った後、子どもたちもそれなりの視点でエアコンについては見ていくようになると、こういうふうに思っています。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ごく普通の感覚で言うと、もし省エネの感覚でいけば、ちょっと寒い日はエアコンつけましょうということで、ちょっと寒い日は1枚セーターを着ましょう、暖かい格好をしましょうというのがごく普通の発想だと思うんですけども、これは、ちょっと寒い日はエアコンをつけてもいいですよという前提で話が進んでいるということでもよろしいですか。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 もちろん寒ければ1枚羽織るとというのが原則だと思っていますし、学校でもそういった教育は間違いなくやっております。ですから、ちょっと寒いからエアコン入れましょうということではなく、ある程度自分たちの教育を受けた中でそれぞれ努力をする、それでも氷が張るとか、極端に冷え込みが入ったとか、そういった場合にはもちろん活用する。そういうことで環境をよくしていくというような、ある程度整理しながらその辺は考えていきたいと思っています。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今いろいろ話を聞いているうちに思い

出したのが出てきちゃったんですけども、エアコン、これから工事が始まるエアコンについて、設置についてなんですが、思い出したというのは、防犯灯設置のときに何とか方式とか、市が一括して買って行政があとはリース、電気代を、リース代を払っていくという方式をとったんですが、今回のエアコン設置に関しては、そういう防犯灯のような設置の方式はとらないという解釈でよろしいんですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 今回のものについては、いわゆる買い取りという形になりますので、リース方式ではございません。また、リース方式等も一応は検討はさせていただきましたけれども、リースの場合ですと補助はつかないとか、そういうふうな部分がありまして、ちょっと費用的にそちらが高くなる場所があるものですから、今回は買い取り方式でやらせていただくというふうに思っています。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 わかりました。エアコンは終了します。

次、トイレ。トイレ、いいんだよね。

〔「いいよ、いいんだよ」と言う人あり〕

磯飛委員 トイレなんですけど、まず、補助が国に申請して減額になった、なぜ減額になったか、その理由をお聞かせいただけますか。

〔「不採択」と言う人あり〕

磯飛委員 不採択か。じゃ、その理由を。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 ことし補助申請、28年、トイレの分したところでございますけれども、こちらのほうが不採択ということになったところです。昨年まで、東日本に関する補助事業というものがあつたんですが、それが平成28年度からなくなったところから、全国的に採用された率が低いとい

ったところでございます。栃木県でもかなりの多くの市町は出したわけなんですけれども、補助採択になったのはわずかなところございました。そのため、ちょっとうちのほうで不採択となってしまうしました。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 28年度は不採択なのか、これ以降もずっともう採用にはならないという事業になるんですか。

伊藤委員長 課長。

富山教育総務課長 この後も、今回も事業は終わってしまったところの部分の補助はもらえません。ただ、今度やるまた共英小学校とかについては、また補助申請をしていく、そのたび、そのたびに補助申請はしていったって、できるだけ補助が採択されるように努力はしていきたいと思っています。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 よろしくをお願いします。

それと、もう工事は始まっているんですが、先ほどのエアコン設置の中でも質問した、この業界というんですか、今、トイレの工事をやっている業者の分類分け、設備、電設とかいろいろあるんですが、どこ、どういう部類の方がおやりになっていますか。

伊藤委員長 室長。

鈴木学校整備推進室長 トイレの洋式化工事につきましては、内容的には大きく分けて3つございます。建築の改修の部分、内部改修の部分ですね、それと電気の改修の部分、それから便器等の機械設備の改修の部分でございます。それぞれ3分割しまして、条件つき一般競争入札で発注ということで執行中です。

磯飛委員 わかりました。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

藤村委員。

藤村委員 8ページ、この補正予算書の8ページの教育総務債のことをお伺いしたいんですけれども、よくわからないのでお伺いしたいんですが、地方債の補正ということで、今回、8ページから9ページにわたって横に長い表になっているんですけれども、その見方なんです、今現在9,550万円であるものを、限度額を4億7,800万にする補正ですね。これは何年で返済するものなのでしょうか。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 今回の起債につきましては、あくまで今回の補助採択を受けたことに伴いまして、ある意味、ひもつきでついてくる起債が教育債ということであえて充てがったわけでございます。そういった中で償還期間につきましては、大変申しわけありませんが、私、ここで細かいその裏資料というのは持ってきていないんですが、財政課のほうでより有利な起債を借りるということで、この教育債を位置づけて裏負担にしていますので、一般的にはその施設の耐用年数というものをベースに起債を起すというのが通例でございますので、例えばエアコンであれば7年という耐用年数があるとすれば、7年という中途半端な起債は余り起こしませんので10年で返済するとか、また物によっては20年になるとか、そういうのがありますが、大変申しわけありませんが、この返済期間については、今、手持ちございません。申しわけございません。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 結局7年で、もしかしたら7年もたないものの中にはあるかもしれませんし、10年もつものもあるかもしれないんですが、結局このエアコンのために起債をして、その返済をしていくというのが、将来の負担としてかぶってくるのかな

と思うんですね、将来的。子どもたちに快適な環境を与えるために、また子どもたちに負担がちょっと残らないのか、私はよくこれを見ただけですぐに想像つかないんですけども、ざっくりとでいいんですけども、子どもたちにとって、このエアコン設置が将来的に市民にとって負担にならないのかどうか教えていただいてもいいでしょうか。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 9月議会でも将来負担比率とか、そういったのが財政のほうから示されていたかと思うんですが、本市についてはゼロというような数値だったかと思います。そういった中で、将来の子どもたちに負担が残らないのかということでございますが、こういった施設については、もちろん更新をしながら維持管理をしながら長寿命化を図っていくということで、今回起債を起こしたものが、将来的には何らかの形で返済をしていくことになるわけなんです、起債自体は全てのものにある意味かかわってきています、道路整備から何から。そういった中で、先ほど申しましたように、将来負担比率は今のところ那須塩原市はゼロだということで、今の住んでいる人たちで全部借金は返せますよということのあらわれなんですね。ですから、はっきり言って、ここで9,500万円を仮に起債したということであっても、将来の人たち、子どもから大人までに返済の負担は今のところ那須塩原市はないんですね。ただ、本当にそれでいいのかという議論もあります。道だったら、あと30年、50年まで使うわけですから、そういう使う人たちにも一定の負担というのは求めるべきという意見もあります。

ただ、今回の教育総務費のこの1億弱の起債を起こしたことで、将来の子どもたちに大きな負担が残るとか、そういったことは余りないのかなと

いうふうには私どもは考えています。

伊藤委員長 ほかに。

大丈夫ですか、藤村委員。

藤村委員 難し過ぎて。

伊藤委員長 ほかに質疑がないようなので、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

藤村委員。

藤村委員 議員間討議をいたします。

伊藤委員長 失礼しました。ただいま藤村委員から本討議について議員間討議を行いたいとの発言がありましたので、お諮りいたします。

〔発言する人あり〕

伊藤委員長 藤村委員、お伺いします。

藤村委員 エアコンの整備事業について、今、質問しましたけれども、発言されていない方もいらっしゃるだったので、もう少し皆さんのご意見をお聞きしたいんです。

伊藤委員長 藤村委員からエアコンのことについて議員間討議を行いたいとの発言がありました。お諮りいたします。

本議案について議員間討議を行うことに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

伊藤委員長 ただいま異議なし、異議あり、両方ございました。異議ありがございましたので、お諮りいたします。

議員間討議を行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手少数と認めます。委員間討議を



行わないことに決しました。

これより討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

相馬委員。

相馬委員 (黒磯中学校の看板について)

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 (旧穴沢小学校付近の速度制限について)

伊藤委員長 教育総務課の皆さんからは何かございませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のために10分間の休憩をとりたいと思います。2時10分から開始します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんに申し上げます。今定例会において委員会は、本日1日を予定しております。そして、またあした、あさって、やなあさってと勉強会も予定が入っております。皆さんに申し上げますが、どうぞ時間配分についてはご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

学校教育課の審査

伊藤委員長 それでは、学校教育課について審査を行います。学校教育課については福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切りかえ審査を行います。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

伴学校教育課長 (議案第72号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

相馬委員。

相馬委員 (今後の特認校制度について)

伊藤委員長 学校教育課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課の審査

伊藤委員長 ただいまから生涯学習課所管の福祉教育常任委員会審査を行います。

生涯学習課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては、簡単明瞭にお願い申し上げます。

議案第99号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久保生涯学習課長 (議案第99号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中村委員。

中村委員 確認させていただきたいと思うのですが、今回の指定管理の中での選定基準の中で、今回の議案第99号だけが、この1、2の持ち分が90%、それで3が10%ということで、ほかは1、2が70%で3が30%の中で採点方法をとられている中で、なぜここだけが、この99号がこういう配分になっているかを説明をお願いします。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 今回の配分の配点につきましては、現行の指定管理の状況を見ますと、以前、新聞等に掲載されましたように、利用者が減っているというような状況もありまして、重点配分という部分を生涯学習課のほうで考えまして、特に

1の部分では、十分な人員体制がとられているか、あるいは類似施設の経営実績があるか、それから2の住民サービスの向上の部分では、利用者の満足度を向上させる方策がとられているか、あるいは利用者からの要望をサービス向上につなげることができる計画を持っているか、それから同じくプラスワンとしまして、施設の利用者をふやすような実効的な方策がとられているか、こちらを重点配点いたしまして、1、2の部分で合わせて90点ということで、重点的ソフト事業あるいは企画能力を重視して、利用者向上等、住民サービスの向上につながるようなところを重点的に配点したところであります。

以上です。

伊藤委員長 中村委員。

中村委員 説明はわかりました。結果的にはそういう採点の方向で、結果的によしとして、こういう業者に決定されたという結果ですね。

〔「はい」と言う人あり〕

中村委員 じゃ、わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

相馬委員。

相馬委員 単純な質問で申しわけないんですけども、西那須野の図書館、規模の図書館の指定管理を受けるのに、このもちろん相手方のお話ですからあれですけども、共同企業体、3社の共同企業体でないと指定管理を受けられないような仕事内容なのかと同時に、ほか1団体も、これ共同企業体だったということの確認です。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 西那須野図書館につきましては、現在、3つの共同事業体で管理運営を行っておりますが、特に共同事業体でなくては運営できないかということはないかと思えます。近隣の図書館等も単体での管理運営、指定管理を行ってい

るところもございます。

それから、別の応募団体Aにつきましては、1社の企業であります。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

藤村委員。

藤村委員 Aというこの応募団体が決まらなかったところというのは、どこですかというのは聞けないんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 こちらは、ちょっと名称等は出せませんので、ご了承ください。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 管理経費のことなんですが、きのうは上限額という説明があったんですけども、この上限額というのは、やり方がわからないのでお聞きするんですが、事前に公表しているものなんですか、伏せてあるものなんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 応募要項の中で記載はしてあります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 この部分で、きのうの説明では、例えば100に対して100だったらゼロになると、100に対して小さい額だと大きい数字になりますという説明をきのうされていたんですけども、例えば今回のこの応募団体の、落ちたところの方はゼロ、受かった方のところは2ということは、上限額に対して安い金額を提示されていたということだと思うんですけども、安くするにはそれなりの持ち出しをして安くするわけではないと思いますので、こういったところを合理的に説明つく形でこの値段が出てきて、このサービスはよりよくできるという、このところをわかるように説明していただきたいんです。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 まず、金額的な部分で申し上げますと、今回採用を予定しております事業者とA社との違いですが、基本的にこちらが見込んでいた上限額からしますと、約30万ほど片方の事業者が低い額を提示されていたというのが、まずそこで2点と0点が出ているというのがあります。

それと提案内容の中で、それぞれ審査項目ごとにチェックをさせていただいておりますが、特徴的なものを申し上げますと、共同企業体で今回予定している事業者については、やはり利用拡大のための広報活動であるとか、独自の活動を展開したいというような提案がございました。それはどういう内容かということで確認はしましたが、やはり地元のマスメディアであるとか、いろいろなところに図書館の利活用についての情報提供をしながら、今後進めていきたいというようなのが特徴的に行っていました。

もう一社についても一定の評価はできるんですが、なかなか十分、比較する中では今回採用したいところのほうが上回っていたというのが大きな理由です。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 今、私がお聞きしましたのが、その30万低い委託料というんですか、そのお金の中でマスメディアとか、片方ができないことをできるようにするという、その財源というか、何かを絞らないとどこかにお金というのは回せないと思うんですけれども、そのところがよくわからなかったからお聞きしたんです。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 今回提案された私どもの見込み額からそれぞれ例えば人件費であるとか、消耗品であるとか、それぞれ項目を立てて私どもは設定していますが、特に今回提案いただいた中でいきますと、人件費の関係で200万強減額の提案が出て

おりました。それは事業者の中での努力ということだと思うんですが、特にその辺でこちらの指定した額から大きな減になっているかなというふうには思っています。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 この人件費を200万削るということは、例えば働いている方が何人で、どのような勤務状態であるとか、例えば同じ条件にしないと比較というのでできないと思うんですけれども、200万円とにかく片方のほうが安くするからといって、例えば片方のほうがどんと例えば賃金を安くしちゃったという、そういう単純なものなのか、何か職員の雇用の仕方でも納得できるような工夫があって、その人件費が200万削減できていたのか、もうちょっとそのところ、人というのはすごく大事な部分だと思いますので、働いている方にしわ寄せがいくようなやり方をよしとしていいのかどうかというのをちょっと疑問に思いましたので、そのところをもうちょっと説明をお願いします。

伊藤委員長 部長。

伴内教育部長 ただいま1つの大きな額の減の例で人件費ということで申し上げました。A社との比較でいきますと、やはり200万ぐらいそこで違っていたということなんですが、基本的に私どもが指定管理の公募を出す際に、やっていただくべき業務というのはもうちゃんと指定してあります。それに対応できるような計画書が出ている。それは人件費も含め、人の配置も含め、個々のこちらが求めている事業に対してどういう対応をするというのも1項目細かくありますが、そういったものは審査委員会の中で全部チェックさせてもらいながら、それで総合的に評価をしたということで、人件費を抑えたから業務ができないとか、そういうことでは基本的にないというふうに私どもは見えております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 業務ありきというのはわかるんですけども、その業務は必ず完遂されるとして、そこで人件費を200万抑えるということは、ばっさり例えば今10人働いている中から何人が切られちゃうのか、例えば勤務時間が短くなるのか、そういうようなところはわかるんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 大高商事のほうの共同企業事業体ともう一社のほう、指定管理の応募書類の中では、人的な部分では職員数、パートとか正職員とか区別はあるんですが、人的には大高商事のほうが少ない人数で対応できるというようなことで提案はされております。それから、もう一社のほうは、同じような、内容的には同じなんですけど、立場上、館長と副館長とか、ある程度ポストを設定していることもありまして、その部分で人件費の部分で大高商事のほうが少ないというような提案となっております。

あとは、シフトの回し方、パートのほうも時間帯で6時間とか8時間とか何種類もあるもんですから、その回し方によって人件費的には削減できるようなシフトを組んでいるということになっております。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ちょっと私がシステムがよくわかっていないのでお聞きするんですが、今ある図書館で、今働いている人ごとと変わるのではなくて、経営だけが変わるんですか。人ごと変わる。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 パートですとかは、基本的には新しい会社に引き継がれるという例が多いのが現状であります。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 保証はない。

〔「所属先が変わるといような形で、そういうのが多いという現状です。」という人あり〕

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 100%保証はあるんですか。ないのか。

〔「100%まではございません。」という人あり〕

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」という人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議する点はございますか。

〔「ありません」という人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」という人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第99号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

伊藤委員長 議案第99号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市

一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久保生涯学習課長（議案第72号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 まず、今ご説明があったこの那須野が原博物館特別展作品運搬展示業務というものが、具体的にはどのような内容の業務委託になりますか。

伊藤委員長 補佐。

粟野生涯学習課長補佐兼生涯学習係長 東京にございます東京国立近代美術館、そちらのほうの工芸館のほうからの借用物、つまり工芸作品ですね、それを運搬するための費用になります。これは美術専用車という特別といえば特別な車なんです、それを利用して、向こうでの借用のところの梱包、それをもって運搬、こちらのほうに來ましての展示作業、これがまた終わりましたら、撤去、運搬、返却、ここにかかわる費用になるわけでありま

す。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 あともう一つは、狩野公民館の多目的ホールの改築設計と、多目的ホールの改築の工事請負というのは、これはこれから入札するものなんですか。業者から見積もりをとっている金額がこれなんですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 こちらは金額的には実施計画のほうに計上しました金額でありまして、まだ見積もりとかをとってある金額ではありません。設計委託のほうにつきましては、学校整備推進室のほうではじいていただいた数字を計上してありま

す。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ということは、例えば入札したら、これよりも上がったり下がったりということがあるということによろしいですか。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 基本的にはそのとおりですが、入札で下がるということが予想されるかと思いません。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 よろしいですか、藤村委員。

藤村委員 はい。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ただいま藤村委員の質問の狩野公民館の整備事業についてであります。

多目的ホールを改築ということなんですが、多目的ホール、定義はあると思うんですが、現在ある体育館は、体育館としても使用しております。今回の多目的ホールも、体育館機能というか、あそこで同様の運動ができる、スポーツができるというような設計になっているかどうか確認をさせていただきます。

伊藤委員長 課長。

久保生涯学習課長 現行の体育館は、昭和42年に建築されまして、43年から供用している施設でありまして、こちらはもとの槻沢小学校の体育館であります。したがって、基本的には体育館の機能を備えた施設であります。

今回の多目的ホールにつきましては、いわゆる公民館の多目的ホールのなものでありますので、本格的なスポーツ、そういうのは難しいかと思いますが、軽スポーツ、あるいはダンス、あとは太鼓の練習とか、そういう部分でいろいろな部分での利用は可能になるかと思えます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 了解です。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 生涯学習課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ振興課の審査

伊藤委員長 スポーツ振興課所管の福祉教育常任委員会審査を行います。

スポーツ振興課の皆様に申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡単明瞭をお願い申し上げます。

議案第99号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

後藤スポーツ振興課長 (議案第99号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 基本的なことでちょっとお聞きしますが、要は1番と2番の選定基準にクリアしない限りは、この3番の管理経費の削減のところの指定管理料の提案はされないということなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

後藤スポーツ振興課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

藤村委員 わかりました。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 3番の管理経費の削減の中の提案額で選定された会社が1点、Bが6点という、結構点数では差があるんですが、これ金額面ではどのくらい1点と6点で差があるか、もしお聞かせいただければ。

伊藤委員長 課長。

後藤スポーツ振興課長 削減額の差額ということでご質問ということでございますけれども、差額といたしましては150万円前後の差額がございました。

以上です。

磯飛委員 いいです。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

相馬委員。

相馬委員 1点お伺いします。

指定管理者の業務の内容の中に、例えば三島体育センターだと、の中に体育施設の維持管理に関する業務とありますよね。このことからいって、選定結果の1、施設の管理運営の能力、の団体の経営状況とありますね。ここの説明をちょっとお願いしたい。

伊藤委員長 課長。

後藤スポーツ振興課長 の申請団体の経営状況ということのご説明でございますけれども、こちらに関しましては、過去3年間の決算報告等をもとに、専門の税理士さんにご依頼して点数をつけていただいているものでございます。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 ちょっと私も、どこがどの場所かとい

うのがちょっとわからなかったんですが、維持管理に関する業務という項目ありますよね。先ほどの。業務の内容の中のありますよね。その維持管理に関する業務がしっかり維持管理ができるかどうかという判断をこっちの選定結果のほうでは何を見て選定するんですか。

伊藤委員長 課長。

後藤スポーツ振興課長 維持管理の業務につきましては、私どもの所管する体育施設につきましては、運動施設でございますので、例えば有資格者、プールがございますので、例えば救急救命を持っているとか、当然関連の維持管理もございましたけれども、人的な部分も含めた中の管理の維持管理というものも含まれてございます。

以上でございます。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、人的というのは、選定のを言うわけですよ。

〔「はい。」と言う人あり〕

相馬委員 維持管理、今回は体育センターなので、私が言いたいのは、実は今回はこの指定管理者、今回の指定管理ではないんですが、別なところなんですが、維持管理ができていないかできないかというところの判断は、この選定の中ではどこで判断するのかというのをお聞きしたいんです。

伊藤委員長 課長。

後藤スポーツ振興課長 この選定の基準の1の施設の管理運営能力の中に、大枠の中に入っているということでご理解いただければと思います。

類似施設がたくさんございますので、当然私どもの所管するスポーツ施設に関しては、維持管理は最低条件のことでございますので、当然この1の施設の管理運営能力を含めて入れてあるということでございます。

伊藤委員長 よろしいですか。



相馬委員 結構です。後でその他でもう一度聞きます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第99号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第99号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

後藤スポーツ振興課長（議案第72号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 スポーツ振興課の皆さんから何か。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 教育部の今定例会における審査は終了となりますが、教育部全体として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 なければ、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩いたしますが、10分間休憩とさせていただきます。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 保健福祉部の審査

伊藤委員長 ただいまから保健福祉部の審査を始めます。

初めに、菊地保健福祉部長からご挨拶をいただきます。

菊地保健福祉部長 (挨拶。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

#### 健康増進課の審査

伊藤委員長 それでは、健康増進課について審査を行います。健康増進課については福祉教育常任委員会に対する付託案件はございませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切りかえ審査を行います。

健康増進課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡単明瞭をお願いいたします。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

田代健康増進課長 (議案第72号について説明。)  
伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

#### その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 (不妊治療における回数について)

伊藤委員長 ほかがございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 健康増進課の皆さんから何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、健康増進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時27分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 社会福祉課の審査

伊藤委員長 それでは、社会福祉課について審査を行います。社会福祉課については福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

#### 議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

田代社会福祉課長（議案第72号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

藤村委員。

藤村委員 すみません、3款1項1目臨時福祉給付金の事業なんですが、こちらはきのう説明を受けてちょっと納得ができなかったのもう一度伺いたいのですが、今、この件でよろしいですか。

〔「それは今やっているものでございまして、別なんです。臨時給付金というのは……」と言う人あり〕

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 すみません。よろしいですか。

臨時給付金は平成26年度から始まりまして、今委員さんが出してくださったパンフレットは4回目ということで、こちらの補正予算に計上させていただいたのは5回目のほうで、内容が違います。伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 ということは、それはこれが通ってからまたもう一回このようなお知らせがまた届くということですか。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 ご指摘のとおりです。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 たまたま高齢でこの対象になる母、実家とこちらと両方抱えているものですから、かなり混乱しているんですね。この受ける世代の高齢の年代の人には、もうとてもちょっと理解できない状況のものがどんどん次から次へと毎年のように送られてきて、わからなくて助けを求められるんですけども、私もちょっとうまく説明できないんですが、これは実際に国の事業なんですけれども、問い合わせとかは多くないですか、困っている方から。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 ご指摘のとおり、多いです。

私は対象になるのでしょうかとか、あと申請の方法等についての問い合わせは多数ございます。

伊藤委員長 藤村委員。

藤村委員 それで、結局こちらの親はたまたま同居していますからよく見てあげることができるんですけども、本当に遠くに離れている独居の親は、もう本当に誰に頼っていいかわからないので、自力でやるしかないんですけれども、そういう方にはやはり自力で自分で問い合わせしない限りは、これは受けられないということによろしいですか。伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 原則そうなのですが、あと場合によっては、お年寄りだと市役所のほうまで来られないという方につきましては、返信の封筒を入れていますので、ご自宅でご記入いただきまして、市役所のほうへの返信用封筒が入ってございますので、そういった形で返送していただければということと考えてございます。

藤村委員 わかりました。

〔「関連」と言う人あり〕

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 私も本会議で質疑があって何か理解できない中、またきょうの藤村委員の質問で余計理解できなくなってしまったんですけども、今回の補正に載っている分は今年度分で、今配っている案内は来年度分という解釈なのか、今年度中に2つこれやってしまうのか、その辺をまず。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 それでは、年度分につきましては、ご説明いたしますと、今やっているものにつきましては、平成28年の10月から3月までの半年分ということで、何ていうのかなこれ。

伊藤委員長 部長。

菊地保健福祉部長 非常に複雑なものですから、今回補正に上げたものはこれから議会で決定を受けて、決定を受けたらすぐに通知を上げて、3月までに終わらすものです。これからやるものです。

それで、藤村委員が持っているそのチラシは、28年度のこれは2月1日まで、今現在やっているものです。その前に1回、27年度の繰り越しているものが1回あったんだよね。じゃ、それについて係長のほうから詳細についてちょっと非常に複雑なものですから、説明をさせます。

伊藤委員長 係長。

大野社会福祉係長 臨時福祉給付費がすみません、非常に難しいちょっと手続になっておまして、まず26年度は初めてという形で行われました。それについては26年度で終わっている形で、あわせまして、同じように27年度に臨時福祉給付金ということで6,000円を給付するというものが出たんですが、その後27年度中に1月に国が補正予算をつかまして、高齢者向けに3万円出しますよというふうに27年度中に国のほうが決定しております。ただ、当然時期が時期でしたので、那須塩原市のほうでは予算ができないで補正は組んだんですが繰越明許ということで、事業自体は28年度に入ってから5月ですね、着手しております。それとあわせまして、また国のほうで今度は28年度通常の臨時福祉給付金というものを3,000円出せるというものをやっております、その3,000円出せませすというものとあわせて、障害基礎年金、遺族基礎年金とかをもらっている方で住民税非課税になる方というのが3万円ということで、今多分お手元にあるチラシが3万円と3,000円というのが併記されていると思うんですが、そういったものがありまして、それを今11月1日から12月1日申請期間に合わせていただいて、それとは別にまた新たに国のほうが、経済対策という形で出したものですから、今年度中に3回目の給付金ということで、今回は国のほうで拾い出す対策という形で2年半分の消費税分ですかね、引き伸ばした分に対して1万5,000円、今回3,000円該当する方に対し

まして改めて後ほど多分1万5,000円分を出すものの補正を組みますよということでやったものですから、今回12月の分で1万5,000円ということで計上を出ささせていただきました。対象者につきましては、28年度の給付金3,000円該当する方が1万5,000円も該当してイコールだということになります。ですので、3,000円に対して上乗せで1万5,000円いきますよというような、28年に関してはなりません。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 余計わからなくなりました。その対象となる高齢者、余計わからない状況の中でやっている中で、きのう本会議の中の質問の中で、支給率というか申請率60%くらいだという答弁があったと思うんですけども、その中で60%、どういう理由で申請しないとか支給を受けないとかというその状況というのは、担当部局では把握しておりますか。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 6割から7割ということで昨日お答えしたところですが、理由といたしましては、先ほど3,000円とか3万円とかございましたが、額の低いものはやはり給付率が低いです。6割行っておりません。額の高いものについては、9割近く行っていますので、やっぱり3,000円だから要らないわという方と、じゃ、やっぱり3万円だからこれはもらうわという方がいるということで、私どものほうでは認識してございます。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そういった状況の中で、申請していない方のフォローというのはやっているんですか。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 フォローにつきましては、あくまでもやはり申請主義なものですから、特に対策はしてございません。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そういう内容なので、わかりましたが、受けたくても、先ほど藤村委員が述べたような関係で、受けたくてもわからない人とか、そういった方の救済についてどうやるというような考えはお持ちですか。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 救済につきましては、何らかの相談があれば、やはりそれについては救済はあるんですが、やはり何も声が届かないということであれば、ちょっと具体的には今のところないということでございます。

伊藤委員長 係長。

大野社会福祉係長 すみません、今の補足ということで、直接的というお話ではないんですが、臨時福祉給付金をやる際に、今ご指摘のあるような方というのは、民生委員さんの携わっている可能性が十分ありますもので、民生委員さんに対してはそういった方々のフォローをお願いしますということで、通知が来ていませんかですとかお声がけをお願いしますということで、皆さんにご協力いただいて、タクシー券等に関してもそういったことを行っていると思うんですが、そのような形で民生委員にはフォローをお願いしているような状況になります。

ただ、これを超えてしまう方に関しましては、なかなか問いかげが難しいのが現状かなというふうには感じております。

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 非課税対象者が対象ということなので、当然低所得者が対象になりますので、難しい部分多々あると思いますが、できる範囲でご努力をいただいて、皆さんに支給されるようにさらなる努力をしていただければと思います。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

植木委員。

植木委員 6ページなんですけど、この予算執行計画書、その1番、真ん中ぐらいですか、生活保護費、こちらのほうの3項1目生活保護総務費ですか。内容は金額は6万5,000円と小さい燃料費なんですけど、先ほどの報告の内容を聞いてちょっとお聞きしようかなと思ったものですから。現在保護対象者は何人ぐらいになっていますか。

それと、今回その対象者に対して、訪問回数がふえたので燃料費が追加になったんだと、補正したんだと、こういうふうな内容なんですけど、それでその訪問は指導のために訪問したと。指導はどういう指導だったかということ、働けるのに働かない、それから収入の申告をしていない、あとは車に乗っているんだけど内緒で乗っていると、こういった内容なんですけど、これの実績もあわせてお伺いしたいんですけど。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 それでは、まず、保護対象者についてご説明いたします。

10月30日現在なんですけど、那須塩原市におけます保護対象者につきましては799世帯、人員にいたしますと1,004名ということでございます。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 指導のため訪問回数をふやしたということなんですけど、どの程度ふやしたのかと、それから先ほどのその働けるのに働かない、収入の申告をしていない、車に乗っているのに乗っているような申告をしていない、結果的にその実績についてもちょっとお伺いしたいんですけど。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 まず初めに、訪問回数につきましては、昨年度が1人平均当たり1カ月に18回ほど訪問しておりますが、ことしはまだ11月まで

の統計なんですけど、1人当たり30回ということで、12回ほどふえてございます。

先ほどの指導の内容の件数ということによろしいんでしょうか。具体的にはちょっと何件行っているとかというような細かなデータはとっていないんですけど、大まかに言いますと、多いのは車の関係と就労の関係がほとんどでございます。

伊藤委員長 植木委員。

植木委員 おおむねどのぐらいの人数だったかというのは、何か件数はわかりますか。

わからなければ、後でいいです、個人的に。

〔「申しわけございません。」という人あり〕

伊藤委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今、植木委員のご質問の中で、大変訪問回数がふえた。訪問した結果、停止というものはありますか。

伊藤委員長 課長。

田代社会福祉課長 訪問した結果停止があるかということなんですけど、ございます。ことしについて言えば、これもはっきりちょっと件数は、申しわけないんですけどはっきりした数字ではないんですけど、10件ほど廃止になっているかな。理由につきましては、やはり車を処分しなかったという理由、あと働けるのに働けなかったということにつきましては、一応すぐ廃止ということではないんですけど、まず担当のケースワーカー、職員が訪問して口頭で指導いたします。それで、何度か言ってもだめであれば、今度は文書で指導いたします。それで、文書で指導いたしましてもだめな場合は、本人を呼んで、いわゆる聴聞という手続なんですけど聴聞をしまして、正当な理由がないと認められた場合につきましては廃止ということに至っております。

伊藤委員長 よろしいですか。

磯飛委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

相馬委員（生活保護受給者の調査について）

伊藤委員長 よろしいですか。

社会福祉課の皆さんから何かございますか。

課長。

田代社会福祉課長（臨時福祉給付金のスケジュールについて）

伊藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時08分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢福祉課の審査

伊藤委員長 高齢福祉課所管の福祉教育常任委員会の審査を行います。

議案第95号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第95号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

補佐。

着座で結構です。

三輪高齢福祉課長補佐（議案第95号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

相馬委員 第2条関係の第21条、これは定数が5人、5人、5人と言ったのは、先ほどの説明だと15人ではあるが、この被保険者を代表する者、学識経験者、介護に関する事業に従事する方ということで、例えばこれが3、8、5になるとか、そういう理解でよろしいですね。

伊藤委員長 補佐。

三輪高齢福祉課長補佐 こちらの条例は第21条に定数15名と記載があり、今回ちょっと減という形になっておりますけれども、そちらの中を今まで5、5、5とありましたものを削除させていただいて、弾力的に管理運営をさせていただきたいと考えています。

伊藤委員長 相馬委員。

相馬委員 了解です。すみません。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第95号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第95号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

補佐。

三輪高齢福祉課長補佐（議案第72号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討議すべき点はございませんので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 高齢者福祉課の皆さんから何かござ



いませんか。

補佐。

三輪高齢福祉課長補佐 高齢福祉課としては特に  
ございません。

伊藤委員長 それでは、高齢者福祉課の審査を終  
了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時22分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きます。

#### 国保年金課の審査

伊藤委員長 国保年金課について審査を行います  
が、国保年金課については福祉教育常任委員会に  
対する付託案件がありませんので、予算常任委員  
会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

#### 議案第72号の説明、質疑、討 論、採決

伊藤委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市  
一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野国保年金課長（議案第72号について説  
明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終  
了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はござ  
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討議すべき点はございませんので、  
討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了  
いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第6号）を原案のとおり可決すべきもの  
とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第72号は全員異議なく可決すべ  
きものと決しました。

#### その他

伊藤委員長 次第にはございませんが、その他で  
委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 国保年金課の皆さんからは何かござ  
いますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、国保年金課の審査を終了  
いたします。

保健福祉部の今定例会における審査は終了とな  
りますが、保健福祉部全体として何かございま  
すか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 なければ、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部退席のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時27分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

伊藤委員長 次に、4、その他に移ります。

まず、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 なければ、以上で本日の委員会日程は終了となりました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願い申し上げます。

討論について、ご協力をお願いいたします。

また、12日、来週ですね、討論通告の期限となっているため、委員の皆さんには急なお願いがあるかもしれませんが、しかし、通告は午後5時までに事務局へ本人が提出する必要があるため、その点重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

事務局から連絡があります。

事務局。

長岡書記（事務連絡。）

閉会の宣告

伊藤委員長 それでは、皆さん、大変一日ご苦労さまでした。これで委員会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時30分